

75歳以上の方が「高齢運転者標識」（通称・もみじマーク）を表示しないで普通自動車を運転した場合の罰則が、今回の道路交通法の一部改正によって見直され、当分の間、罰則のない努力義務とされま

した。「身体能力の衰えには個人差がある」などといった、罰則に懐疑的な意見に配慮しての法改正です。

高齢運転者保護の制度としては新たに、「専用駐車区間」の指定が

「もみじ」努力義務に

可能になりました。高齢者、聴覚障害者、妊婦などが訪れる頻度が高い官公庁や福祉施設などの周辺道路に、専用の駐車区間を設け、公安委員会が交付する標章を掲示すれば

普通車に限り
駐車できるとする
制度です。

法による保護を図るとともに、われわれ一人ひとりが、高齢ドライバーに温かい目を向けるよう、心がけたものです。

交通安全三要素